

被災中小企業復興支援リース補助事業

補助金制度のご案内

東日本大震災に起因するリース設備の滅失等により、リース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るとともに、被災地の雇用を維持・促進するものです。

- 予算規模 ■ 100.5 億円
- 補助率 ■ 補助対象となるリース料の 10%
- 受付期間 ■ 平成 23 年 12 月 12 日～平成 26 年 3 月末
※上記予算がなくなり次第終了
- 指定リース事業者 ■ 経済産業省で指定をした本事業に参加するリース事業者

手続方法

補助金申請は、全て指定リース事業者が行います。指定リース事業者(注1)とご相談下さい。

補助対象となる中小企業等

東日本大震災により被災し、リース設備の滅失等によりリース債務を抱えている、中小企業及び組合

補助対象となるリース物件

(1)リース物件の分類

※東日本大震災により被災したリース物件と別表(注1)で定める同一の分類に属する物件であること

(2)リース物件の設置・保管の場所

※特定被災区域内(八戸市等、注1)に設置(自動車の場合は車両登録)すること

リース料のうち、補助対象となるものは以下のとおりです。

	自動車以外	自動車
補助対象となるもの	<ul style="list-style-type: none">リース物件の取得価額利子固定資産税等諸税(消費税を除く)損害保険料据付費用手数料	<ul style="list-style-type: none">リース物件の取得価額の一部(当該リース契約の支払対象)利子自動車税等諸税(消費税を除く)損害保険料メンテナンス料手数料
金額の範囲	100 万円以上 2 億円以下	普通自動車の場合 400 万円以下 普通自動車等以外の場合 2 億円以下

補助対象となるリース契約の主な要件

(1)所有権がリース先に移転しないリース取引であること

(2)平成 23 年 3 月 14 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に締結された契約であること

※(注1)補助制度の詳細(指定リース事業者・特定被災区域・別表等)は

URL: <http://www.fukkolease.jp/> でご確認下さい。

※お問合せは **八戸商工会議所 中小企業相談所**(TEL43-5111 FAX46-2810)